住宅建設・改修のお役立ち情報

～令和２年度版～

長岡市内で住宅の建設や改修をお考えの人に、役立つ制度等の情報を集めました。
なお、このパンフレットには概要を掲載しています。利用にあたっては、掲載しているほかにも条件等がありますので、必ず事前に問合せ先へご確認ください。

長岡市都市整備部住宅施設課

◆ も く じ ◆

１　住宅建設や改修にかかる資金を借入したい・補助を受けたい

(1) 長岡市住宅リフォーム補助事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 長岡市水洗便所改造等工事資金融資制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(3) 雨水貯留槽設置補助金交付制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(4) 防水板設置補助金交付制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(5) 高齢者向け返済特例制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(6) すまい給付金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(7) 地方公共団体における住宅リフォームに関する支援制度検索サイト ・・・・・・・・・・ 4

２　質の高い住宅を作りたい

(1) 住宅性能表示制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(2) 長期優良住宅・低炭素住宅 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

３　環境に配慮した住宅にしたい

(1) 省エネルギー設備等設置補助制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2) 家庭用燃料電池システム導入支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(3) 次世代省エネ建材支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(4) 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

４　バリアフリー化したい

(1) 介護保険・住宅改修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(2) 障害者・住宅改修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(3) 長岡市高齢者・障害者向け住宅改造費補助事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

５　地域を考えた住宅や雪国に合わせた住宅を作りたい

(1) 新潟県産材の家づくり支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(2) 克雪すまいづくり支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

6　地震に耐えられる住宅にしたい

(1)木造住宅の耐震診断・改修費の助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

ア 木造住宅の耐震診断費の助成

イ 木造住宅耐震改修設計及び工事監理費助成

ウ 木造住宅の耐震改修工事費助成

(2)長岡市ブロック塀等安全対策事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

7　防災を考えた住宅にしたい

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(2) 住宅用火災警報器の設置・点検 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

8　リフォーム工事を安心して行いたい

(1) リフォーム見積チェックサービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(2) リフォーム瑕疵保険 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

9　住宅のトラブルについて相談したい

電話相談・専門家相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

10　住宅建設等にかかる税制度を知りたい

(1) 固定資産税の減額措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

ア 新築住宅

イ 長期優良住宅

ウ 耐震改修

エ 省エネ改修

オ 長期優良住宅化改修

カ バリアフリー改修

(2) まちなか居住区域定住促進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(3) 所得税の減額措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(4) 住民税の減額措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(5) 不動産取得税の控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

ア 不動産取得税が軽減される住宅（特例適用住宅）

イ 不動産取得税が軽減される住宅（認定長期優良住宅）

11　その他

相談窓口の紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

１　住宅建設や改修にかかる資金を借入したい・補助を受けたい

(1)　長岡市住宅リフォーム補助事業

ア　一般住宅リフォーム補助金

自己の居住する住宅を市内の施工業者によりリフォームを行う場合、その経費の一部を補助します。

■補助対象者

(1)住居部分を改修する方

(2)併用住宅の店舗部分を改修する方

■補助率、補助額（上限額）

補助対象工事費の５分の１、上限５万円

イ　空き家活用リフォーム補助金

住宅及び店舗等併用住宅として空き家のリフォームにかかる費用の一部を補助します。

■補助対象者

(1)空き家を居住するために改修したい方（空き家再生タイプ）

※店舗等併用住宅の店舗部分の改修も対象

(2)空き家を賃借又は購入して地域交流活動の拠点等に改修したい方（公益的活用タイプ）

■補助率、補助額（上限額）

補助対象工事費の２分の１、上限 50 万円

※補助対象(1)のうち、市外から移住者で、平成 12 年６月１日以降建築の空き家をリフォームし、１０年以上居住する場合、補助対象工事費の３分の２を補助（上限１００万円）

※申請の際は、必ずパンフレット等で補助対象工事内容や添付書類等を確認してください。

問合せ

長岡市 住宅施設課 住宅政策係　TEL：0258-39-2265　　FAX：0258-39-2293

(2)　長岡市水洗便所改造等工事資金融資制度

くみ取便所やし尿浄化槽を廃止し、下水道に接続するための工事をする人に資金の融資を行います。

■対 象 者

次の条件すべてを満たす人が対象です。

(1) 建物の所有者またはその同意を得ている借家人で、独立した生計を営んでいる。

(2) 下水道受益者負担金、農業集落排水事業受益者負担金、市税、国民健康保険料を滞納していない。

※　新築または全部改築は対象となりません。

■融資限度額・利率・返済期間

種類	限度額	利率(年)	返済期間
一般住宅	80 万円	1.75%	融資を受けた翌月から 36 ヵ月以内
共同住宅	150 万円	1.75%	融資を受けた翌月から 36 ヵ月以内

問合せ

長岡市　下水道課　TEL：0258-39-2235　　FAX：0258-39-2266

(3)　雨水貯留槽設置補助金交付制度

近年多発する集中豪雨に対する浸水対策として、降雨を一時的に貯めることができる雨水貯水槽（雨水タンク）を設置する人に費用の補助を行います。貯めた雨水は庭木や家庭菜園の水やりに利用できます。設置する前に申請が必要です。

■補助要件

対象費用	100 リットル以上貯められるタンクなどの購入及び設置費用
対 象 者	市内に居住する方、居住を予定している方
補 助 率	購入及び設置費用の 2 分の 1
補 助 額(上限額)	2 万円

雨水貯留槽(雨水タンク)とは…住宅等の雨どいから雨水を集め、一時的に敷地内に貯留するものです。

問合せ

長岡市　下水道課　TEL：0258-39-2235　　FAX：0258-39-2266

(4)　防水板設置補助金交付制度

浸水被害を軽減するために建物の敷地や出入口に防水板を設置する人に費用の補助を行います。設置する前に申請が必要です。

■補助要件

対象費用	防水板等の購入及び設置費用
対 象 者	市内に建物を所有・使用している方・事業者
補 助 率	購入及び設置費用の 2 分の 1
補 助 額(上限額)	75 万円

防水板とは…浸水に耐える素材で、建物や敷地の出入口に設置して浸水を防ぐものです。

問合せ

長岡市　下水道課　TEL：0258-39-2235　　FAX：0258-39-2266

(5) 高齢者向け返済特例制度

高齢者向け返済特例制度とは、満 60 歳以上の方が部分的バリアフリー工事または耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、毎月のお支払を利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅および敷地の売却、自己資金などにより、一括してご返済いただく融資です。

1　月々のお支払は利息のみとなり、月々のご負担を低く抑えられます。
2　借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなられたときに一括してご返済いただきます。
3　融資限度額は 1,000 万円です。
4　機構が承認している保証機関が連帯保証人になります。

問合せ

◆金利やご利用条件などについて
住宅金融支援機構　　https://www.jhf.go.jp/
お客さまコールセンター
TEL：0120-0860-35　（通話無料）　受付時間　9:00～17:00
（祝日、年末年始を除き土日も営業しています。）
TEL：048-615-0420　ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）
※通話料金がかかります。

(6) すまい給付金

すまい給付金は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために創設した制度です。住宅ローン減税は、支払っている所得税等から控除する仕組みであるため、収入が低いほどその効果が小さくなります。すまい給付金制度は、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引上げによる負担の軽減をはかるものです。このため、収入によって給付額が変わる仕組みとなっています。

■給付対象者
- 引上げ後の消費税率（8%等）で住宅を取得する者
- 当該取得住宅の登記上の持分を保有する者（不動産登記で確認）
- その住宅に自分で居住する者（住民票で確認）
- 収入が一定以下の者（税率 8%時は収入額の目安が概ね 510 万円以下）
- 住宅ローンを利用しない場合は、年齢が 50 歳以上の者

■給付額

住宅取得者の取得時に適用される消費税額に応じ設定されています。収入額(都道府県民税の所得割額）によって給付基礎額が決まり、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額（千円未満切り捨て）が給付されます。

給付基礎額　×　持分割合　＝　給付額

持分割合：建物の登記事項証明書（権利部）で確認

■給付基礎額

（1）消費税８％の場合

収入の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
425 万円以下	6.89 万円以下	30 万円
425 万円超 475 万円以下	6.89 万円超 8.39 万円以下	20 万円
475 万円超 510 万円以下	8.39 万円超 9.38 万円以下	10 万円

（2）消費税 10％の場合

収入の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
450 万円以下	7.60 万円以下	50 万円
450 万円超 525 万円以下	7.60 万円超 9.79 万円以下	40 万円
525 万円超 600 万円以下	9.79 万円超 11.90 万円以下	30 万円
600 万円超 675 万円以下	11.90 万円超 14.06 万円以下	20 万円
675 万円超 775 万円以下	14.06 万円超 17.26 万円以下	10 万円

申請様式、申請方法、申請手続き等については、下記のすまい給付金事務局ホームページを必ずご確認ください。

問合せ

すまい給付金事務局　　http://sumai-kyufu.jp
TEL：0570-064-186（通話料がかかります）ナビダイヤル
受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日含む）

(7)　地方公共団体における住宅リフォームに関する支援制度検索サイト

地方公共団体が実施する補助制度を、都道府県・市区町村ごと、または制度内容で検索できます。一般社団法人住宅リフォーム推進協議会のホームページで確認できます。

問合せ

一般社団法人　住宅リフォーム推進協議会
「地方公共団体における住宅リフォームに関する支援制度検索サイト」
http://www.j-reform.com/reform-support/
TEL：03-3556-5430

2　質の高い住宅を作りたい

(1)　住宅性能表示制度

住宅の性能を第三者機関が客観的な基準に基づいて評価し、その結果を表示する制度です。
新築住宅の場合、地震などに対する強さ（構造の安定）等 10 分野 33 項目（うち、必須項目は 4 分野 9 項目）について、評価します。項目は一部異なりますが、既存住宅も利用できます。
利用を考えている人は各評価機関または建設工事等を依頼する工務店等にご相談ください。

※住宅性能表示制度を利用するとこんなメリットがあります。
① 万が一のトラブル発生時には紛争処理機関を利用できます。
② 住宅ローン優遇を設けている金融機関があります。
③ 地震保険が優遇されます。
④ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠が優遇されます。

問合せ

◆住宅性能表示制度については
一般社団法人　住宅性能評価･表示協会(評価協会)
http://www.hyoukakyoukai.or.jp/

◆新潟県内に事業所のある登録住宅性能評価機関は

・日本ＥＲＩ㈱　新潟支店	TEL：025-240-6692	FAX：025-244-2215
・(一財)にいがた住宅センター	TEL：025-283-0851	FAX：025-283-1148
・㈱新潟建築確認検査機構(長岡支店)	TEL：0258-89-6061	FAX：0258-89-6081

(2)　長期優良住宅・低炭素住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた「長期優良住宅」について、また省エネルギー性の向上を目的とする基準に適合する「低炭素住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を市が認定するものです。
※ 長期優良住宅建築等計画認定及び低炭素建築物新築等計画認定を受けた住宅は、住宅ローン減税の拡充等、税制面での特例措置が受けられます。

◆長期優良住宅に対する税の特例について問合せ先

○所得税 ・・・・・・・・・	長岡税務署	TEL：0258-35-2070
○住民税 ・・・・・・・・・	長岡市役所市民税課	TEL：0258-39-2212
○登録免許税 ・・・・・	新潟地方法務局長岡支局	TEL：0258-33-5511
○固定資産税 ・・・・・	長岡市役所資産税課	TEL：0258-39-2213
○不動産取得税 ・・・	長岡地域振興局県税部	TEL：0258-38-2504

問合せ

認定申請については　**長岡市　建築・開発審査課**　TEL：0258-39-2226　FAX：0258-39-2270

３　環境に配慮した住宅にしたい

(1)　省エネルギー設備等設置補助制度

長岡市では、温室効果ガスの削減を図るため、市内の住宅や事業所における省エネ設備の設置等に要する経費の一部を補助します。工事に着手する前に申請が必要です。

■対　象　者　　市内の自ら居住する住宅または事業を営むための建物において事業を行う方

■補助対象設備等　　次の表の省エネ設備等の設置が対象となります。

■補助対象設備等及び補助金額

補助対象設備等	補　助　率　（上限額）
(1) CO_2冷媒ヒートポンプ給湯設備（エコキュート）　（既築のみ）	CO_2冷媒ヒートポンプ給湯設備、配管等の設置経費の 1/3 以内 〔上限額〕40,000 円
(2) 燃料電池設備（エネファーム）	燃料電池設備、配管等の設置経費の 1/3 以内 〔上限額〕100,000 円
(3) 高効率照明設備（住宅用） ※経費が税抜 60,000 円以上かかる場合に限る（既築住宅のみ）	ＬＥＤ照明設備の設置経費の 1/3 以内 〔上限額〕20,000 円
(4) 高効率照明設備（事業所用） ※経費が税抜 60,000 円以上かかる場合に限る （既築事業所のみ）	ＬＥＤ照明設備の設置経費の 1/3 以内 〔上限額〕100,000 円

※1　(1)(3)(4)については、新築、建替えの建物への設置は、補助の対象外となります。
※2　複数種類の設備等の設置を行う場合の補助額は、10 万円が上限となります。
※3　世帯員を含め、過去に本補助金の交付を受けたことがある場合は対象外となります。
　　ただし、過去に本補助金の交付を受けていても、事業実施場所または設備が異なる場合は対象となります。
※4　(1)(2)については、申請できる台数は１台までです。
※5　各設備導入にあたって、国・公益法人等の補助金を受けることができる場合は、それらの補助金の額を経費から差し引いた額が本補助制度の補助対象経費となります。
※6　補助申請者は市税の滞納がないこと等が補助条件となります。

問合せ

長岡市 環境政策課　TEL：0258-24-0528　FAX：0258-24-6553

(2)　家庭用燃料電池システム導入支援事業

これから家庭用燃料電池システム「エネファーム」を住宅等に導入することを予定している人、又はリース等により提供を行う人に対して、その購入費用の一部を支援するために国からの補助金を交付する制度です。工事着工前に申込みが必要です。

※申込等の詳細については、下記の一般社団法人燃料電池普及促進協会のホームページを必ずご確認ください。

■ホームページ　http://www.fca-enefarm.org/

問合せ

一般社団法人　燃料電池普及促進協会「補助金事業センター」（FCA）
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 7 階
TEL：03-5472-1190
お問合せ時間（月～金）10:00～12:00、13:00～17:00 （祝日、12/17、12/28～1/4 を除く）

(3) 次世代省エネ建材支援事業

既存住宅等の省エネルギーを図る改修工事の普及のため、短工期で施工可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する省エネ建材の導入を支援する事業です。

■ホームページ　https://sii.or.jp/

問合せ

一般社団法人　環境共創イニシアチブ　次世代建材担当
TEL：03-5565-3110　FAX：03-5565-4861
※受付時間は平日の 10：00～17：00 です。通話料がかかりますのでご注意ください。

(4) 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅において、省 CO_2 関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援する事業です。

■ホームページ　https://sii.or.jp/

問合せ

一般社団法人　環境共創イニシアチブ　断熱リノベ担当
TEL：03-5565-4860　FAX：03-5565-4861
※受付時間は平日の 10：00～17：00 です。通話料がかかりますのでご注意ください。

4　バリアフリー化したい

(1)　介護保険・住宅改修

在宅での生活を暮らしやすくするために、住宅の改修費用を支給します。工事着手前に申請してください。

対 象 者	要支援又は要介護と認定された人
対象工事	(1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消（通路等の傾斜の解消、スロープ設置に伴う転落防止柵の設置を含む） (3) 床材の変更（滑り防止・移動円滑化等のためのもの） (4) 扉の取替え（引き戸等への変更、扉の撤去を含む） (5) 和式便器から洋式便器などへの取替え（便器の位置・向きの変更を含む） (6) その他(1)～(5)の工事に付帯して必要となる工事
補助金額	対象工事費（支給対象限度額 20 万円）の 9 割～7 割

問合せ

長岡市 介護保険課　TEL：0258-39-2245　　FAX：0258-39-2278

(2)　障害者・住宅改修

障害者が現在居住している住宅の住環境改善のために住宅改修を行う費用を給付します。工事着手前に申請してください。

対 象 者	(1)と(2)のいずれかの人 (1) 身体障害者手帳の下肢不自由、体幹不自由又は脳原性移動機能障害 1～3 級の人 (2) 難病患者等（下肢または体幹機能に障害があり、障害の程度が重度の人※） ※継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人 ・特殊便器の取替えは上肢不自由 2 級以上の人に限ります。 ・市民税所得割課税額によっては、制度の対象とならない場合があります。 ・65 歳以上の人及び特定疾病に該当する 40 歳～64 歳の人は、介護保険が優先となります。住宅改修を行う場合は、介護保険課へお問合せください。
対象工事	(1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消（通路等の傾斜の解消、スロープ設置に伴う転落防止柵の設置含む） (3) 床材の変更（滑り防止・移動円滑化等のためのもの） (4) 扉の取替え（引き戸等への変更・新規設置、扉の撤去含む） (5) 和式便器から洋式便器などへの取替え (6) その他(1)～(5)の工事に付帯して必要となる工事
補助金額	市民税課税世帯　　：対象工事費（限度額 20 万円）の 9 割 市民税非課税世帯 ：対象工事費（限度額 20 万円）の全額

問合せ

長岡市 福祉課　TEL：0258-39-2343　　FAX：0258-39-2256

(3) 長岡市高齢者・障害者向け住宅改造費補助事業

在宅を「より快適で安全な住居」に改造するために必要な費用を補助します。工事着手前に申請してください。

区　分	高齢者・障害者（右記に該当する人を除く）	在宅血液透析を行おうとする障害者
対 象 者	(1)と(2)の両方を満たす人 (1) 要支援又は要介護と認定された人、身体障害者手帳 1,2 級の交付又は療育手帳Ａの交付を受けている人 (2) (1)に該当する人の属する世帯で「家族の前年収入額の合計が 600 万円未満」 ※世帯で 1 回限りの交付	(1)と(2)の両方を満たす人 (1) 身体障害者手帳所持者で、その障害がじん臓機能障害であって、在宅で血液透析を行おうとする者 (2) (1)に該当する人の属する世帯で「家族の前年収入額の合計が 600 万円未満」 ※世帯で 1 回限りの交付
対象工事	「介護保険・住宅改修」または「障害者・住宅改修」における対象工事に加え、段差解消機及び階段昇降機・ホームエレベーターの設置等 住宅の増築又は改築を含む（全面的な建替えは含まない）	在宅血液透析に係る機器を作動させるために必要な電気工事又は給排水工事
補助金額	(1) 改造に要する経費と(2)の上限金額のいずれか低い額に、次の補助率を乗じた額 ・生活保護世帯・・・10/10 ・所得税非課税世帯・・・3/4 ・所得税課税世帯・・・1/2 (2) 上限金額 ①要支援以上の認定者・・・30 万円 ②身体障害者手帳 1,2 級又は療育手帳Ａの交付を受けている人・・・50 万円 ※対象工事費用が「介護保険・住宅改修」または「障碍者・住宅改修」の項目に該当する場合は、当該事業よりも優先となり、残りの費用を補助対象とします。なお、「障害者・住宅改修」が優先となる②の人は 30 万円が上限金額です。 ※介護認定を受けている人は、「介護保険・住宅改修」が優先となります。	改造に要する経費と上限金額(50 万円)とのいずれか低い額に、次の補助率を乗じた額 ・生活保護世帯・・・10/10 ・所得税非課税世帯・・・3/4 ・所得税課税世帯・・・1/2

問合せ

○障害者･･･長岡市 福祉課　　TEL：0258-39-2343　FAX：0258-39-2256
○高齢者･･･長岡市 介護保険課　TEL：0258-39-2245　FAX：0258-39-2278

５　地域を考えた住宅や雪国に合わせた住宅を作りたい

(1)　新潟県産材の家づくり支援事業

新潟県産材を利用した住宅の建設に対し、補助します。

■対 象 者

新潟県内に居住のための住宅を供給する、県内に事業所を有する大工、工務店
または、新潟県内に居住のための住宅を建設する建築主

■使用木材の条件

県 HP に掲載された、「県産材工場」から出荷された県産材を利用すること

＜大工・工務店＞　新築:3 ㎥以上/棟　リフォーム：平均 1 ㎥以上/棟

＜建築主＞　新築・リフォーム：5 ㎥以上/棟

どちらも上限は 50 ㎥/棟（共同住宅の場合は 50 ㎥/戸）

■補助基準

＜大工・工務店＞　県産材使用量 1 ㎥あたり 4,800 円（年度一括申請）
（前年度の県産材使用量もしくは延床面積 1 ㎡当たりの利用量を上回ることが条件となります）

＜建築主＞　県産材使用量 5 ㎥以上 15 ㎥未満：3 万円　15 ㎥以上：5 万円

■その他

＜建築主＞　条件を満たすと最大 49 万円／棟加算されます。

<table>
<tr><th>加算の種類</th><th>条件</th><th>単価設定</th></tr>
<tr><td>県産瓦</td><td>・県産瓦使用
・瓦代金 20 万円以上</td><td>100 ㎡未満：12 万円(80 ㎡未満の場合領収書添付)
100 ㎡～166 ㎡未満：15 万円
166 ㎡以上：20 万円</td></tr>
<tr><td>県産畳</td><td>・県内畳業者実施
・畳工事 5 万円以上</td><td>1 畳あたり 5,000 円
上限 10 万円</td></tr>
<tr><td>しっくい塗り
珪藻土塗り</td><td>・県内左官業者施工
・仕様書※1 に沿う施工</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>しっくい</th><th>珪藻土</th></tr>
<tr><td>20 ㎡～40 ㎡未満</td><td>5 万円</td><td>4 万円</td></tr>
<tr><td>40 ㎡～60 ㎡未満</td><td>11 万円</td><td>8 万円</td></tr>
<tr><td>60 ㎡～80 ㎡未満</td><td>14 万円</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td>80 ㎡以上</td><td>19 万円</td><td>13 万円</td></tr>
</table>
組合わせる場合は上限 19 万円まで
</td></tr>
</table>

※1　「既調合しっくい塗り標準仕様書」「既調合珪藻土塗り標準仕様書」（新潟県土木部都市局営繕課）に沿った施工方法であることが条件。

問合せ

長岡地域振興局 農林振興部 林業振興課
〒940-8567 長岡市沖田 2 丁目 173-2　TEL：0258-38-2572　FAX：0258-38-2674

(2)　克雪すまいづくり支援事業

雪下ろしに伴う住民の負担、危険等の軽減を図り、冬期の居住環境の改善に寄与することを目的に、克雪住宅（融雪式、落雪式、耐雪式）の建設等を行う人に、その工事に要する費用の一部を補助します。契約前にご相談ください。

対 象 地 域	山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域
補助金交付額	(1) 融雪式住宅 ･･･補助対象工事費に 0.176 を乗じた額（上限 44 万円、千円未満切捨） 【要援護世帯】･･･補助対象工事費に 0.22 を乗じた額（上限 55 万円、千円未満切捨） (2) 落雪式住宅・耐雪式住宅 ･･･補助対象工事費に 0.132 を乗じた額（上限 33 万円、千円未満切捨） 【要援護世帯】･･･補助対象工事費に 0.176 を乗じた額（上限 44 万円、千円未満切捨）

問合せ

長岡市 住宅施設課 住宅政策係　TEL：0258-39-2265　　FAX：0258-39-2293

６　地震に耐えられる住宅にしたい

(1)　木造住宅の耐震診断・改修費の助成

ア　木造住宅の耐震診断費の助成

診断希望者の自己負担額が１万円になるように、耐震診断にかかった費用を市が助成します。

■助成対象者

市内に助成対象木造住宅を所有するもの

■助成対象木造住宅

・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの
・壁、柱、床、屋根等主要構造の大部分が木造（木造以外の構造と一体となったものや特殊な工法を用いたものは対象とならない場合があります）
・一戸建て住宅で、現在、人が居住している
・過去に市の耐震診断助成を受けていない

■助成金額

延べ面積	診断に要した費用	助成金額(限度額)	自己負担額
70 ㎡以下	73,000 円	63,000 円	10,000 円
70 ㎡を越え 175 ㎡以下	84,000 円	74,000 円	
175 ㎡を超える	105,000 円	95,000 円	

■診 断

診断は壁の配置や建物の傷み具合を目視により調査し、その建物に必要な強さと現在実際に持っている強さを比較し、評価します。

総合評点	判　　定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

イ　木造住宅耐震改修設計及び工事監理費助成

木造住宅の耐震改修工事に係る設計及び工事監理費用の一部を市が助成します。耐震改修設計に着手する前に申請が必要です。

■対象となる住宅

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された柱、はり、壁等の大部分が木造の 1 戸建て住宅で、耐震診断を行い、判定基準の総合評点が 1.0 未満と判定された住宅

■助成金額

耐震改修設計及び工事監理費の 1/2（12 万円を上限）に最大 35,000 円を加算した額

■対象となる耐震改修設計及び工事監理費

工事の区分	内　容
耐震改修工事	基礎や壁等を補強し改修後の総合評点が 1.0 以上にする工事
高齢者または障害者がいる世帯 部分補強工事	総合評点が 0.7 未満と判定された住宅の 1 階の就寝室を中心に補強し、1 階の評価を 1.0 以上にする工事

ウ　木造住宅の耐震改修工事費助成

この制度は、木造住宅の耐震改修工事費用の一部を市が助成するものです。工事に着手する前に申請が必要です。

■対象となる住宅・工事

木造住宅耐震改修設計及び工事監理費助成の対象と、以下の工事です。

工事の区分	内　容
高齢者または障害者がいる世帯 防災ベッド・耐震シェルター等設置	総合評点が 0.7 未満と判定された住宅の 1 階に防災ベッドまたは耐震シェルターを堅固に取付ける工事

■助成金額（いずれか 1 つ）※克雪すまいづくり支援事業補助金等の交付を受ける工事は対象外

工事の区分	助成額
耐震改修工事	工事費の 1/2（上限 90 万円）に最大 15 万円を加算した額
高齢者または障害者がいる世帯 部分補強工事	工事費の 1/2（上限 60 万円）に最大 10 万円を加算した額
高齢者または障害者がいる世帯 防災ベッド・耐震シェルター等設置	工事費の 1/2（上限 30 万円）に最大 10 万円を加算した額

※翌年度に耐震改修工事を実施したい人は、９月までにご相談ください。

問合せ

長岡市 建築・開発審査課　TEL：0258-39-2226　　FAX：0258-39-2270

(2)　長岡市ブロック塀等安全対策事業

危険なブロック塀等の撤去、改修（建て替えも含む）工事費用の一部を市が助成します。

■助成対象者

ブロック塀等の所有者又は管理者

■助成対象ブロック塀等

次の(1)～(3)すべてに該当すること

(1)避難所等への経路に面するもの

(2)「ブロック塀等の点検調査票」により危険と判定されるもの

(3)高さが１ｍ以上のもの

■助成金額

工事費の３分の２（上限：個人住宅１５万円、法人所有施設１０万円）

問合せ

長岡市 建築・開発審査課　TEL：0258-39-2226　　FAX：0258-39-2270

7　防災を考えた住宅にしたい

(1)　がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩壊の危険のおそれがある区域に建っている住宅を安全な場所に移転することを促進するため、危険住宅の除却費と新たな住宅の建設費等に対し補助します。

■対象住宅

(1) 高さ５ｍを超える傾斜 30 度以上のがけに近接している住宅で、昭和 47 年５月以前に建築されたもの

(2) 災害危険区域指定時にすでに存在していた住宅

(3) 土砂災害特別警戒区域指定時に、すでに存在していた住宅

(4) 土砂災害特別警戒区域に、指定される見込みのある区域の住宅

(5) 事業着手時点で過去３年間に災害救助法の適用を受けた区域の住宅

■補助対象費用

(1) 危険住宅の撤去費及び移転等に要する費用（上限額があります。）

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設または購入等のため、金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額（上限額があります。）

補助する内容	補助限度額
既存住宅の除去などの費用	975,000 円
新築するために、金融機関から融資を受けた借り入れの利子相当額	3,250,000 円 （土地の購入を含む場合は 4,210,000 円）

※翌年度に事業を実施したい方は、９月までにご相談ください。

問合せ

長岡市 建築・開発審査課　TEL：0258-39-2226　　FAX：0258-39-2270

(2) 住宅用火災警報器の設置・点検

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器は「あなたとあなたの家族を守る」ために大切なものです。未設置の方は１日も早い設置をお願いします。すでに設置されている場合は、定期的に点検を行い、機能しない場合は電池または本体を交換してください。

■設置位置

設置場所	説　明
寝室	通常、寝室として使用している部屋に設置が必要です。 就寝中は火災の発見が遅れ、逃げ遅れの危険性が高まります。 警報器の設置で素早い避難につながります。
階段	寝室が２階以上にある場合などに設置が必要です。 階段は火災による煙が集まりやすく、早期発見につながります。 避難経路でもあり、大事なポイントです。
その他	寝室がない階でも、７㎡（約４畳半）以上の部屋が５室以上あれば、その廊下に設置が必要です。

※種類は、煙感知式の警報器を設置してください。

※台所に設置義務はありませんが、火災が発生しやすい場所です。また、調理の煙も発生しますので誤作動を防ぐため、熱感知式の警報器の設置をお勧めします。

※詳しい取り付け位置等は、ホームページに掲載してあります。
（ 長岡市ウェブサイト ＞ くらし・手続き ＞ 救急・消防）

■点検方法

(1) 本体の点検ボタンを押す又はひもを引っ張ってください。何も反応がなければ本体の故障又は電池切れが考えられます。電池又は本体を交換してください。
電池式のものは長いものでも電池の寿命は10年です。

(2) １か月に１回程度点検して下さい。また、長期間不在にしていた場合も点検をしてください。

■取り付けサポート

消防職員が取り付けします。本体はご用意してください。本体交換の際にもご利用ください。

問合せ

長岡市消防本部 予防課　TEL：0258-35-2190　　FAX：0258-36-8320

８　リフォーム工事を安心して行いたい

(1)リフォーム見積チェックサービス

契約前にリフォーム業者から見積書を受け取ったが、見積書の見方や書かれている項目の意味が分からないなど、リフォームの見積書についてお困りの方は、郵送・FAXで見積書をお送りいただき、それを踏まえた様々な助言を電話で受けることができます。
「住まいるダイヤル」では、リフォーム見積チェックサービスをはじめ、住宅に関する様々な相談に、一級建築士である相談員が電話で対応しています。
まずは「住まいるダイヤル」へお電話ください。

問合せ

「住まいるダイヤル」
公益財団法人　住宅リフォーム・紛争処理支援センター（http://www.chord.or.jp）
TEL：0570-016-100（ナビダイヤル）
※一部IP電話からは03-3556-5147
受付時間　10:00～17:00（土日･祝休日、年末年始除く）

(2)リフォーム瑕疵保険

リフォーム時の検査※と保証がセットになった保険制度で、住宅専門の保険会社（住宅瑕疵担保責任保険法人）が保険を引き受けます。リフォーム工事を請け負った事業者が保険契約者となり、万が一工事に欠陥が見つかった場合、補修費用等が保険金として事業者に支払われます。事業者が倒産していて補修が行えない場合等は、発注者は保険法人に直接保険金を請求することができます。

※建築士資格を持った住宅瑕疵担保責任保険法人の検査員が工事内容の検査を行います。検査に合格しないと保険に加入できません。

問合せ

一般社団法人　住宅瑕疵担保責任保険協会
http://kashihoken.or.jp
TEL：03-3580-0236　**受付時間**9:00～17:30（土日･祝日・年末年始除く）

９　住宅のトラブルについて相談したい

(1)　電話相談・専門家相談

「住まいるダイヤル」では、住宅に関する様々な相談に、一級建築士である相談員が電話で対応しています。
また、住宅品確法の建設住宅性能評価書が交付された住宅や住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅を取得または供給した方、住宅リフォーム工事の発注または発注予定の方は、弁護士会で弁護士と建築士が対面で行う専門家相談を受けることができます。
まずは「住まいるダイヤル」へお電話ください。

問合せ

住まいるダイヤル
公益財団法人　住宅リフォーム・紛争処理支援センター（http://www.chord.or.jp）
TEL：0570-016-100（ナビダイヤル）
　※一部 IP 電話からは 03-3556-5147
受付時間　10:00～17:00（土日･祝休日、年末年始除く）

１０　住宅建設等にかかる税制度を知りたい

(1)　固定資産税の減額措置

ア　新築住宅に対する固定資産税の減額措置

対象となる住宅	令和 4 年 3 月 31 日までに新築された住宅のうち、一定の基準を満たす住宅
適用の条件	・専用住宅又は居住部分の面積が全体の 50%以上の併用住宅 ・居住部分の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること。 （共同住宅の場合は 1 区画当たり 40 ㎡以上 280 ㎡以下）
減額される範囲	1 戸当たり居住部分の 120 ㎡まで
減額される額	上記減額対象に相当する固定資産税額の 2 分の 1 が減額
適用される期間	・耐火、準耐火構造で、3 階建て以上の新築住宅 … 5 年間 ・上記以外の新築住宅 … 3 年間

イ　長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

対象となる住宅	平成 21 年 6 月 4 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に新築された住宅のうち、一定の基準を満たす長期優良住宅と認定された住宅 （前記「ア 新築住宅に対する固定資産税の減額措置」に替えて適用されます。）
適用の条件	・専用住宅又は居住部分の面積が全体の 50%以上の併用住宅 ・居住部分の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること。 （共同住宅の場合は 1 区画当たり 40 ㎡以上 280 ㎡以下）

減額される範囲	1戸当たり居住部分の 120 ㎡まで
減額される額	上記減額対象に相当する固定資産税額の 2 分の 1 が減額
適用される期間	・耐火、準耐火構造で、3 階建て以上の長期優良住宅…7 年間 ・上記以外の長期優良住宅…5 年間

■減額を受けるための手続き

提出書類

(1)「長期優良住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書」

(2)「認定通知書」（建築・開発審査課発行）の写し

提出先

資産税課又は各支所の市民生活課

提出期限

住宅完成の翌年の 1 月 31 日まで

ウ　耐震改修工事に対する固定資産税の減額措置

対象となる住宅	昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在し、平成 25 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に一定の耐震改修工事を行った住宅
対象となる工事	次の両方を満たす工事 ・現行の耐震基準に適合する耐震改修工事 ・耐震改修に要した費用の額が 1 戸当たり 50 万円超であること。
減額される範囲	1戸当たり居住部分の 120 ㎡まで
減額される額	上記減額対象に相当する固定資産税額の 2 分の 1 が減額
適用される期間	工事が完了した年の翌年度分（1 年度分）

■減額を受けるための手続き

提出書類

(1)「耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書」

※次の(2)～(4)の書類はいずれかひとつ

(2)「住宅耐震改修証明書」（建築・開発審査課発行）

(3)「増改築等工事証明書」

(4)「住宅性能評価書(写し)」及び耐震改修に要した費用が確認できる書類（領収書等）

提出先

資産税課又は各支所の市民生活課

提出期限

改修工事完了後 3 か月以内

エ　住宅の省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）に対する固定資産税の減額措置

対象となる住宅	平成 20 年 1 月 1 日以前から存在し、平成 20 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅（賃貸住宅は除く）
対象となる工事	窓の断熱性を高める工事及び窓の断熱性を高める工事と併せて行う天井、床又は壁の工事で、補助金や給付金等を除いた自己負担額が 1 戸当たり 50 万円超であるもので、改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること。

減額される範囲	1戸当たり居住部分の 120 ㎡まで
減額される額	上記減額対象に相当する固定資産税額の 3 分の 1 が減額
適用される期間	工事が完了した年の翌年度分（1 年度分）

■減額を受けるための手続き

提出書類

(1)「熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書」

(2)「増改築等工事証明書」

(3)補助金や給付金等を受給している場合は、その決定を受けたことを確認できる書類の写し

提出先

資産税課又は各支所の市民生活課

提出期限

改修工事完了後 3 か月以内

オ　長期優良住宅化改修に対する固定資産税の減額措置

対象となる住宅	令和 4 年 3 月 31 日までの間に(1)(2)のいずれかの改修工事を行った住宅が長期優良住宅に該当することとなった場合 (1) 耐震改修工事 （床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること。） (2) 省エネ改修工事（熱損失防止改修工事） （床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること。）
減額される範囲	1戸当たり居住部分の 120 ㎡まで
減額される額	上記減額対象に相当する固定資産税額の 3 分の 2 が減額
適用される期間	工事が完了した年の翌年度分（1 年度分）

■減額を受けるための手続き

提出書類

〇耐震改修工事を行った場合

(1)「特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書」

(2)「認定通知書」（建築・開発審査課発行）の写し

※次の(3)～(5)の書類はいずれかひとつ

(3)「住宅耐震改修証明書」（建築・開発審査課発行）

(4)「増改築等工事証明書」

(5)「住宅性能評価書(写し)」及び耐震改修に要した費用が確認できる書類(領収書等)

〇省エネ改修工事を行った場合

(1)「特定熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書」

(2)「認定通知書」（建築・開発審査課発行）の写し

(3)「増改築等工事証明書」

(4)補助金や給付金等を受給している場合は、その決定を受けたことを確認できる書類の写し

提出先

資産税課又は各支所の市民生活課

提出期限

改修工事完了後 3 か月以内

カ　住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の減額措置

対象となる住宅	新築された日から 10 年以上を経過し、平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った住宅（賃貸住宅は除く）
居住者の要件	次のいずれかに該当する人が、申告時に居住していること。 ・65 歳以上の人 ・要介護又は要支援と認定された人 ・障害のある人
対象となる工事	次のいずれかに該当する工事で、補助金や介護保険の給付金等を除いた自己負担額が 1 戸当たり 50 万円超であるもので、改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること。 ・廊下の拡幅　・階段の勾配の緩和　・浴室の改良 ・トイレの改良　・手すりの取付　・床の段差の解消 ・引き戸への取替え　・床の滑り止め化
減額される範囲	1 戸当たり居住部分の 100 ㎡まで
減額される額	上記減額対象に相当する固定資産税額の 3 分の 1 が減額
適用される期間	工事が完了した年の翌年度分（1 年度分）

■減額を受けるための手続き

提出書類

(1)「高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書」

※次の(2)、(3)の書類はいずれかひとつ

(2)改修工事が行われた旨を証する書類（明細書、写真、領収書等）の写し

(3)「増改築等工事証明書」の写し

(4)補助金や介護保険の給付金等を受給している場合は、その決定を受けたことを確認できる書類の写し

※次の(5)、(6)の書類は該当する場合のみ

(5)要介護又は要支援と認定された人…介護保険の被保険者証の写し

(6)障害のある人…身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳等の写し

提出先

資産税課又は各支所の市民生活課

提出期限

改修工事完了後 3 か月以内

問合せ

長岡市 資産税課　TEL：0258-39-2213　FAX：0258-39-2263

⑵　まちなか居住区域定住促進事業

長岡市立地適正化計画で定めた「まちなか居住区域」（またはその一部）で、市外にお住まいの方が住宅を購入等した後に居住（転入届）された場合は、この住宅に係る固定資産税を３年間（子育て世帯は５年間）、１/２に免除します。
詳しい内容（対象エリア、免除要件、手続方法）は長岡市ホームページ（トップページで「まちなか居住区域定住促進事業」と検索）をご覧ください。

種別	概要
≪支援メニュー１≫ 市外にお住まいの方が、住宅を購入等して居住された場合 ※引渡し等を受けた後に転入 **対象エリア** 長岡地域：長岡駅周辺部 支所地域:まちなか居住区域	**〇対象住宅** 平成 30 年４月１日から令和５年１月１日までの間に、購入、新築、改築、増築、リフォームし、転入者が居住している専用住宅・併用住宅(居住割合１/２以上) **〇免除額** 居住部分の床面積に係る税額の１/２(上限：10 万円/年) **〇免除期間** ３年間、子育て世帯は５年間
≪支援メニュー２≫ 企業・学校・個人が従業員用・学生用宿舎を購入等された場合 **対象エリア** 長岡地域：長岡駅周辺部 支所地域:まちなか居住区域	**〇対象住宅** 平成 30 年４月１日から令和５年１月１日までの間に、購入、新築、改築、増築、リフォームした従業員用・学生用宿舎(併用住宅の場合は居住割合１/２以上) **〇免除額** 居住部分の床面積に係る税額の１/２(戸建:上限 10 万円/年、戸建以外：上限５万円/年/戸) **〇免除期間** ３年間
≪支援メニュー３≫ 市外にお住まいの子世帯等が、以前からその土地に住んでいた親世帯等の住宅を建替え等して多世代で同居された場合 ※引渡し等を受けた後に転入 **対象エリア** まちなか居住区域	**〇対象住宅** 平成 30 年４月１日から令和５年１月１日までの間に、購入、新築、改築、増築、リフォームし、親世帯と子世帯が同居している専用住宅・併用住宅(居住割合１/２以上) ※親世帯等が住んでいた土地に立地していること **〇免除額** 居住部分の床面積に係る税額の１/２(上限：15 万円/年) **〇免除期間** ３年間、子育て世帯は５年間

※上記の支所地域とは、中之島、越路、三島、栃尾、与板、川口地域をいう。

■受付期間

支援メニュー１　住宅に居住した日 支援メニュー２　住宅を購入等した日 支援メニュー３　住宅に居住した日	申請書の提出期間
１月１日	左記の日～当年の１月 31 日
１月２日～12 月 31 日	左記の日～翌年の１月 31 日

問合せ

長岡市　都市計画課　TEL：0258-39-2225　FAX：0258-39-2270

(3)　所得税の減額措置

ア　概要

個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等（以下「取得等」といいます。）をした場合で、一定の要件を満たすときは、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。

また、住宅ローン等を利用しない場合であっても、個人が既存住宅について一定の要件を満たす①住宅耐震改修をしたとき、②バリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事、耐久性向上改修工事（住宅耐震改修や省エネ改修工事を併せて行うものに限ります。）をしたとき又は③認定住宅の新築等をしたときは、それぞれ所定の方法で計算した金額を、その年分の所得税額から控除する「住宅耐震改修特別控除」、「住宅特定改修特別税額控除」又は「認定住宅新築等特別税額控除」の適用を受けることができます。

イ　適用要件等

上記アに掲げた住宅借入金等特別控除等の適用を受けることができる場合の要件、控除額の計算方法及び手続等については、国税庁ホームページのタックスアンサーに掲げる区分に応じ各コードで説明していますのでご確認ください。

国税庁ホームページ：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm

（ア）住宅を新築又は新築住宅を取得した場合（住宅借入金等特別控除）（コード　1213）

（イ）中古住宅を取得した場合（住宅借入金等特別控除）（コード　1214）

（ウ）要耐震改修住宅を取得し、耐震改修を行った場合（住宅借入金等特別控除）（コード　1215）

（エ）増改築等をした場合（住宅借入金等特別控除）（コード　1216）

（オ）借入金を利用して省エネ改修工事をした場合（特定増改築等住宅借入金等特別控除）（コード　1217）

（カ）借入金を利用してバリアフリー改修工事をした場合（特定増改築等住宅借入金等特別控除）（コード　1218）

（キ）借入金を利用して多世帯同居改修工事をした場合（特定増改築等住宅借入金等特別控除）（コード　1223）

（ク）省エネ改修工事をした場合（住宅特定改修特別税額控除）（コード　1219）

（ケ）バリアフリー改修工事をした場合（住宅特定改修特別税額控除）（コード　1220）

（コ）多世帯同居改修工事をした場合（住宅特定改修特別税額控除）（コード　1224）

（サ）耐久性向上改修工事をした場合（住宅特定改修特別税額控除）（コード　1227）

（シ）認定住宅の新築等をした場合（認定住宅新築等特別税額控除）（コード　1221）

（ス）耐震改修工事をした場合（住宅耐震改修特別控除）（コード　1222）

問合せ

長岡税務署　　TEL：（代表）0258-35-2070（自動音声案内）
小千谷税務署　TEL：（代表）0258-83-2090（自動音声案内）
※川口地域にお住まいの方は小千谷税務署が窓口となります。

(4)　住民税の減額措置

住宅借入金等特別税額控除（平成 21 年から令和３年までに入居の人）

■対象となる住宅

平成 21 年 1 月 1 日から令和３年 12 月 31 日までに入居し、確定申告または年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除（認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例及び認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を含む）を受けた人について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税（所得割）から控除します。

居住の用に供した日	控除限度額	控除期間
平成 21 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	97,500 円	10 年
平成 26 年 4 月 1 日から令和３年 12 月 31 日まで	136,500 円※1	10 年※2

※１　住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%又は 10%の場合に限ります。

※２　令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までに、消費税 10%で取得した住宅へ同期間中に入居した方については、控除対象期間が 3 年延長され、13 年となります。

■控除を受けるための手続き

この控除に係る住民税の申告は不要です。

問合せ

長岡市 市民税課　TEL：0258-39-2212　　FAX：0258-39-2263

(5)　不動産取得税の控除

不動産取得税（県税）は、不動産を取得したときに課税される税金です。一定の要件を満たす住宅を取得した場合に、「住宅の価格（※1）から一定額が控除されます。」

ア　不動産取得税が軽減される住宅（特例適用住宅）

対象となる住宅	以下のいずれか ・（新築家屋）住宅用家屋の合計床面積が 50 ㎡～240 ㎡であること。 ・（増築家屋）既存家屋も含めた住宅用家屋の合計床面積が 50 ㎡～240 ㎡であること。 ・（新築共同住宅で貸家の場合）専有住宅面積に、共用部分を按分し加算した後の 1 区画の住宅床面積が 40 ㎡～240 ㎡であること。
範囲及び額	住宅 1 戸につき、家屋の価格から最大 1,200 万円を控除します。 〔不動産取得税額〕＝〔価格－控除額〕×〔税率(住宅用は 3%)〕 ※ 価格が 1,200 万円に満たない場合は、課税されません。

イ　不動産取得税が軽減される住宅（認定長期優良住宅）

対象となる住宅	令和 4 年 3 月 31 日までに取得する認定長期優良住宅であり、 以下のいずれか ・（新築家屋）住宅用家屋の合計床面積が 50 ㎡～240 ㎡であること。 ・（新築共同住宅で貸家の場合）専有住宅面積に、共用部分を按分し加算した後の 1 区画の住宅床面積が 40 ㎡～240 ㎡であること。 ※認定長期優良住宅とは、国土交通省告示で定められている基準を満たす住宅のことです。
範囲及び額	住宅 1 戸につき、家屋の価格から最大 1,300 万円を控除します。 〔不動産取得税額〕＝〔価格－控除額〕×〔税率(住宅用は 3%)〕 ※ 価格が 1,300 万円に満たない場合は、課税されません。

※1　価格とは、実際の売買価格や建築価格とは異なり、固定資産の評価の方法を定めた国の固定資産評価基準に基づき算定した再建築費(価格)が、課税標準となる不動産の価格になります。新築・増築・改築時点の価格となるため、固定資産税のような経年減点補正等の適用はありません。

※2　上記ア、イとも、車庫・物置等の附属屋がある場合は、これらを含めた面積です。

問合せ

長岡地域振興局　県税部　課税課
〒940-8567 長岡市沖田 2 丁目 173-2　　TEL：0258-38-2504　　FAX：0258-38-2670

11　その他

●相談窓口の紹介

■長岡市役所の相談窓口

部署名	TEL	FAX	主な担当業務
市民税課	0258-39-2212	0258-39-2263	市民税に関すること。
資産税課	0258-39-2213	0258-39-2263	固定資産税に関すること。
福祉課	0258-39-2343	0258-39-2256	障害者に関すること。
介護保険課	0258-39-2245	0258-39-2278	高齢者に関すること。
環境政策課	0258-24-0528	0258-24-6553	省エネルギー設備等設置補助制度
都市計画課	0258-39-2225	0258-39-2270	まちなか居住区域定住促進事業
建築・開発審査課	0258-39-2226	0258-39-2270	耐震改修診断助成制度 長岡市ブロック塀等安全対策事業 がけ地近接移転事業等
住宅施設課	0258-39-2265	0258-39-2293	住宅リフォーム補助金 克雪すまいづくり
下水道課	0258-39-2235	0258-39-2266	水洗便所改造等工事資金融資制度 雨水貯留槽設置補助金交付制度 防水板設置補助金交付制度

■その他の相談窓口

相談窓口	問い合わせ先	相　談　の　内　容
新潟県弁護士会　長岡相談所	0258-86-5533	土地・家屋の相談
新潟県弁護士会住宅紛争審査会 住まいるダイヤル	025-226-7022 0570-016-100	住宅紛争に関する面談相談や住宅紛争処理
新潟県建設工事紛争審査会 （事務局：新潟県土木部監理課）	025-280-5386	工事の瑕疵、請負代金の未払いなどのような「工事請負契約」の解釈又は実施をめぐる紛争処理についての相談
新潟県建築士事務所協会	025-265-4748	設計・工事監理に関わる建築苦情相談
新潟県宅地建物取引業協会長岡支部	0258-36-8756	不動産に関する相談
住宅用火災警報器相談室 受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00	フリーダイヤル 0120-565-911	住宅火災警報器に関する相談
長岡市消防本部予防課 長岡市長岡消防署 長岡市与板消防署 長岡市栃尾消防署	0258-35-2190 0258-35-2193 0258-72-2572 0258-52-1155	

編集・発行　　長岡市　都市整備部　住宅施設課　　TEL:0258-39-2265　FAX:0258-39-2293